# 「新料金登場キャンペーン データ増量」提供条件書の一部改正

1. (略)

### 2. 提供条件

(1) (略)

(2)アに定める適用開始月から起算して 24 ヶ月間 (以下「適用期間」といいます。)、イに定める割引額を上限としてデータチャージ料を割り引きます。

【改正】

ア (略)

イ 割引額

1対象契約ごとに月額

区 分	割引額(税抜)
①スマホプラン S <u>又はスマホプラン S(V)</u>	1,000円
②スマホプラン $M$ 、スマホプラン $M$ ( $V$ )、スマホプラン $L$ $\Sigma$ はスマホプラン $L$ ( $V$ )	3,000円
③スマホプラン R 又はスマホプラン R(V)	2,000円

(3) (略)

(4) (略)

#### ■提供条件書について

- ・当社は、合理的と認められる範囲で本提供条件書の記載事項を変更する場合があります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。
- ・当社は、本提供条件書の記載事項を変更する場合は、変更後の提供条件書の内容及びその効力発生時期について、当社のホームページに掲示する方法又はその他相当の方法により周知します。なお、変更後の提供条件書は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。
- ・電気通信事業法施行規則(昭和60 年郵政省令第25号)第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行うときは、当社のホームページに掲示する方法又はその他相当の方法によりその内容を説明します。
- ・本提供条件書に記載のない事項については、UQ mobile 通信サービス契約約款その他当社の各契約約款および各規約の規定を適用します。各契約約款等の詳細は、当社のホームページでご確認いただけます。

■作成日 : 2019 年 10 月 25 日 ■最終更新日: 2020 年 5 月 27 日 1. (略)

#### 2. 提供条件

(1) (略)

(2)アに定める適用開始月から起算して 24 ヶ月間(以下「適用期間」といいます。)、イに定める割引額を上限としてデータチャージ料を割り引きます。

【現行】

ア (略)

## イ 割引額

1対象契約ごとに月額

区 分	割引額(税抜)
①スマホプラン S	1,000円
②スマホプラン M 又はスマホプラン L	3,000円

(3) (略)

(4) (略)

#### ■提供条件書について

- ・当社は、合理的と認められる範囲で本提供条件書の記載事項を変更する場合があります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。
- ・当社は、2020 年 4 月 1 日以降、本提供条件書の記載事項を変更する場合は、変更後の提供条件書の内容及びその効力発生時期について、当社のホームページに掲示する方法又はその他相当の方法により周知します。なお、変更後の提供条件書は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。
- ・電気通信事業法施行規則 (昭和 60 年郵政省令第 25 号)第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行うときは、当社のホームページに掲示する方法又はその他相当の方法によりその内容を説明します。
- ・本提供条件書に記載のない事項については、UQ mobile 通信サービス契約約款その他当社の各契約約款および各規約の規定を適用します。各契約約款等の詳細は、当社のホームページでご確認いただけます。

■作成日 : 2019 年 10 月 25 日 ■最終更新日: 2020 年 3 月 18 日